

静岡県告示第702号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成29年9月29日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人にじのかけ橋	三島市北田町7番地の29	短期入所事業所 ヘルプ・かきはら	沼津市下香貫柿原 2844 番地 5	平成 29 年 9 月 1 日	短期入所	特定なし
特定非営利活動法人アライ	藤枝市高洲 5 番地の 7	訪問介護アライ	藤枝市高洲 5 番地の 7	平成 29 年 9 月 1 日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	特定なし